

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|---------|---------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 損害賠償額を定め和解することについて |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 令和 5 年度遠軽町一般会計補正予算(第 2 号) |

令和5年第3回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年5月15日（月）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第 2号 | 損害賠償額を定め和解することについて |
| 日程第11 | 議案第 3号 | 令和5年度遠軽町一般会計補正予算(第2号) |

◎出席議員（16名）

- | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 長 | 16番 | 杉 本 信 一 君 | 15番 | 竹 中 裕 志 君 |
| | 1番 | 白 幡 隆 一 君 | 2番 | 秋 元 直 樹 君 |
| | 3番 | 黒 坂 貴 行 君 | 4番 | 阿 部 君 枝 君 |
| | 5番 | 渡 部 正 騎 君 | 6番 | 戸 松 恵 子 君 |
| | 7番 | 山 本 悟 君 | 8番 | 佐 藤 昇 君 |
| | 9番 | 佐 藤 登 君 | 10番 | 山 谷 敬 二 君 |
| | 11番 | 前 島 英 樹 君 | 12番 | 佐 藤 和 徳 君 |
| | 13番 | 渡 辺 清 夏 君 | 14番 | 今 村 則 康 君 |

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 河 原 英 男 君

代表監査委員 村 瀬 光 明 君

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 技 監	内 野 清 一 君
情 報 管 財 課 長	吉 岡 秀 利 君	企 画 課 長	中 原 誉 君
財 政 課 長	今 井 昌 幸 君	税 務 課 長	二 瓶 雄 介 君
保 健 福 祉 課 長	岩 井 誠 志 君	子 育 て 支 援 課 長	太 田 貴 幸 君
商 工 観 光 課 長	大 西 公 太 君	建 設 課 長	井 上 隆 広 君
生 田 原 総 合 支 所 長	今 泉 郁 夫 君	生 田 原 総 合 支 所 参 事	大 泉 勝 義 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	倉 内 健 一 君	白 滝 総 合 支 所 長	村 上 裕 和 君
会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君	教 育 部 長	佐 藤 祐 治 君
総 務 課 長	西 聡 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	小 野 寺 正 彦 君	事 務 局 参 事	成 中 克 也 君
事 務 局 係 長	田 中 郁 美 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和 5 年第 3 回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16 人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第 121 条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和 4 年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第 11 までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、黒坂議員、13 番、渡辺議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○2 番（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和 5 年第 3 回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前 9 時 30 分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日 1 日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日１日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日間とすることに決定しました。

◎日程第３ 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第３ 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和５年第３回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け設置しました、遠軽町感染症対策本部について、５月８日付で廃止といたしましたので御報告いたします。

対策本部では、私を本部長とし、３年以上の長きにわたり、５５回の会議を開催し、対策の決定や情報共有を行ってきたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５月８日から５類へ移行し、法令に基づき行政が様々な要請・関与をしていた仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組を基本とした対応に変わることが決定されたことなどを踏まえ廃止としたものであります。

町民の皆様や事業者の方々には、これまでの対策の実践に御理解と御協力をいただき、きたところであり、関係する全ての皆様に対し深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、今後も一定の流行が続くと予想されています。町としては、北海道の指針を基本とし、引き続き必要な感染症対策を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第１号専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制確保により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和４年度遠軽町一般会計補正予算（第１２号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第２号専決処分の承認を求めることについては、平和山公園の藤棚が大雪による被害を受けたことにより、緊急に補正予算の必要が生じたため令和５年度遠軽町一般会計補正予算（第１号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第３号から承認第５号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第１号工事請負契約の締結については、令和５年度東小学校長寿命化改修工事（建築主体）

について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号損害賠償額を定め和解することについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第3号令和5年度一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金を補正するものです。歳出については、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第1号につきましては、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制確保により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）を定めることについて、3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ949万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を177億2,489万6,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を924万3,000円減額、2項

国庫補助金に３８万３,０００円を追加し、総額を１８億８,６８４万９,０００円としたものです。

１６款道支出金につきましては、２項道補助金を６３万８,０００円減額し、総額を１４億９０７万８,０００円としたものです。

これにより、歳入合計１７７億３,４３９万４,０００円から、９４９万８,０００円を減額し、総額を１７７億２,４８９万６,０００円としたものです。

次に、２、歳出について説明いたします。

２ページを御覧ください。

４款衛生費につきましては、１項保健衛生費を９４９万８,０００円減額し、総額を１５億８,７１１万２,０００円としたものです。

これにより、歳出合計１７７億３,４３９万４,０００円から、９４９万８,０００円を減額し、総額を歳入歳出同額の１７７億２,４８９万６,０００円としたものです。

次に、第２表、繰越明許費補正について説明いたします。

３ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、４款衛生費１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業３,１４７万円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の１、総括を省略いたしまして、３、歳出から説明いたします。

９ページをお開き願います。

４款衛生費１項保健衛生費３目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業９４９万８,０００円の減額につきましては、ワクチン接種の実施に必要な経費を令和５年度に繰り越すため、令和４年度予算の執行額の確定による減額分から、令和５年度に繰り越して使用する額を差し引いたのもで、会計年度任用職員報酬は、執行額の確定により３２８万３,０００円を減額するところ、令和５年度におけるパートタイム任用による報酬６４万５,０００円を追加するため、差し引き２６３万８,０００円を減額。

一般職給は、執行額の確定により１４万１,０００円を減額するところ、令和５年度におけるフルタイム任用による給料１１２万２,０００円を追加するため、差し引き９８万１,０００円を追加、時間外及び休日勤務手当は、執行額の確定により９２万円を減額するところ、令和５年度における職員の時間外勤務手当の１８７万８,０００円を追加するため、差し引き９５万８,０００円を追加、期末手当は執行額の確定により１２万８,０００円を減額するところ、令和５年度におけるフルタイム任用による期末手当の８万９,０００円を追加するため、差し引き３万９,０００円を減額、共済費は令和５年度におけるフルタイム任用により、職員共済組合負担金６万９,０００円、福祉協会負担金２,０００円、社会保険料２４万１,０００円をそれぞれ追加。

予防接種健康被害調査委員会委員報償費は、執行額の確定により５万６,０００円を減

額するところ、令和５年度における委員会出席に係る報償費として２万８,０００円を追加するため、差し引き２万８,０００円を減額。費用弁償は、執行額の確定により１５万３,０００円を減額するところ、令和５年度における会計年度任用職員の通勤及び健康被害調査委員会出席に係る費用弁償として４万８,０００円を追加するため、差し引き１０万５,０００円を減額。

消耗品費は執行額の確定により５７万５,０００円を減額するところ、令和５年度におけるワクチン接種事務に係る消耗品として３５万円を追加するため、差し引き２２万５,０００円を減額。

燃料費は執行額の確定により４６万２,０００円を減額するところ、令和５年度におけるワクチン配送用燃料費として８万７,０００円を追加するため、差し引き３７万５,０００円を減額。

印刷製本費は執行額の確定により５６万６,０００円を減額するところ、令和５年度におけるワクチン接種案内書及び封筒印刷として７３万２,０００円を追加するため、差し引き１６万６,０００円を追加、光熱水費は令和５年度における接種会場及びワクチン保存用冷蔵庫等に係る電気料として１８万円を追加、通信運搬費は執行額の確定により９７万１,０００円を減額するところ、令和５年度におけるワクチン接種券等郵送及び電話料として１６０万円を追加するため、差し引き６２万９,０００円を追加。

手数料は執行額の確定により４１万６,０００円を減額するところ、令和５年度における住所違い接種に係る国保連事務手数料として３０万円を追加するため、差し引き１１万６,０００円を減額、健康管理システム改修業務委託料は令和５年度におけるワクチン接種６、７回目に対応したシステム改修を行うため５１万７,０００円を追加、新型コロナウイルスワクチン配送業務委託料は執行額の確定により１２万７,０００円を減額するところ、令和５年度における配送業務委託料として２０万９,０００円を追加するため、差し引き８万２,０００円を追加。

超低温冷蔵庫管理業務委託料はワクチンの保存用冷蔵庫の管理を委託するため４万９,０００円を追加、新型コロナウイルスワクチン接種委託料は執行額の確定により２,９９３万９,０００円を減額するところ、令和５年度におけるワクチン接種を７,８００人と見込み、２,０６９万６,０００円を追加するため、差し引き９２４万３,０００円を減額。

感染症産業廃棄物処理業務委託料は執行額の確定により１万１,０００円を減額するところ、令和５年度における産業廃棄物処理業務委託料として７,０００円を追加するため、差し引き４,０００円を減額。

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料は、執行額の確定により８２万５,０００円を減額、その他使用料はウェブで予約受付が可能なシステム使用に係る経費として１３２万円を計上、自動車借上料は令和５年度における集団接種会場への医師送迎ハイヤー借上料として６,０００円を追加、事務機器借上料は執行額の確定により２万２,０００円を減額するところ、令和５年度におけるコピー機借り上げとして６万円を

追加するため、差し引き３万８,０００円を追加、新型コロナウイルスワクチン接種負担金は、執行額の確定により２１９万７,０００円を減額するところ、令和５年度における医療従事者派遣に係る経費及びかかり増経費として１０５万９,０００円を追加するため、差し引き１１３万８,０００円を減額したものです。

次に、２、歳入について説明いたします。７ページをお開き願います。

１５款国庫支出金１項国庫負担金２目衛生費国庫負担金、９２４万３,０００円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減額です。

２項国庫補助金３目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、３８万３,０００円の追加です。

１６款道支出金２項道補助金３目衛生費道補助金、６３万８,０００円の減額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第１表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出より款ごとに行います。

４款衛生費、９ページ、１０ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、２、歳入に入ります。

１５款国庫支出金、７ページ、８ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） １６款道支出金、７ページ、８ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第２表繰越明許費補正、３ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、承認第１号の質疑を終わります。

これより、承認第１号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第５ 承認第２号

○議長（杉本信一君） 日程第５ 承認第２号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号につきましては、平和山公園の藤棚が大雪による被害を受けたことにより、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、4月1日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ455万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億2,355万4,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金455万4,000円を追加し、総額を13億247万4,000円としたものです。これにより、歳入合計175億1,900万円に455万4,000円を追加し、総額を175億2,355万4,000円としたものです。

次に、2、歳出について説明いたします。2ページを御覧ください。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に455万4,000円を追加し、総額を1,455万4,000円としたものです。これにより、歳出合計175億1,900万円に455万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の175億2,355万4,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害普及事業455万4,000円の追加につきましては、平和山公園の藤棚の一部が昨年12月からの大雪に伴う雪害により倒壊したため、今期の開花までに復旧作業を行う経費として、工事請負費に455万4,000円を追加したものです。

次に、2、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金455万4,000円の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

1 1款災害復旧費、8ページ、9ページ。

5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 9ページの平和山公園災害復旧工事について、2点、質問させていただきます。

1点、この復旧工事の工期について質問させていただきます。

2点目は、先ほど説明に当たりまして開花までに間に合うようにとのことでしたが、6月上旬にまるせつ藤まつりがあると思うのですが、こちらに影響がないのか、この2点について伺いいたします。

○議長（杉本信一君） 倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事（倉内健一君） ただいまの御質問ですけれども、まず工期につきましては契約書上、6月20日までとなっております。

ただ、仕様書の中で、5月31日までに工事を終わらすようにという指示をしております。現時点でほとんど工事が終わっているような状況であります。

二つ目の質問につきましても、6月4日の藤まつりには、現時点でほぼ復旧しているということで、全く影響はないと考えております。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

1 9款繰入金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号から日程第8 承認第5号

○議長（杉本信一君） 日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、日程第7 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、日程第8 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、以上、承認3件は関連がありますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第3号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和5年4月1日付けで専決処分したものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例。

改正の内容については、参考資料により御説明いたします。

別紙、6ページの次にあります参考資料、遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

なお、説明の中で、施行日については原則令和5年4月1日のため、特段施行日について申し上げないものについては、令和5年4月1日の施行となります。

では、資料に基づき説明いたします・

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、第34条の9第2項については、森林環境税の導入に伴う改正で、令和6年1月1日の施行です。

個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の2、項の追加については、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う改正で、令和7年1月1日の施行。

第2項から第5項については、項の追加による項ずれの整理で、令和7年1月1日の施行です。

個人の町民税の徴収の方法、第38条、見出しについては、文言の整理で、令和6年1月1日の施行。第1項は、文言の整理で、令和6年1月1日の施行。項の追加で森林環境税の導入に伴う改正で、令和6年1月1日の施行です。

個人の町民税の納税通知書、第41条については、森林環境税の導入に伴う改正及び文言の整理で、令和6年1月1日の施行です。

給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、第44条第1項から第3項、第5項及び第6項については、森林環境税の導入に伴う改正及び文言の整理で、令和6年1月1日の施行です。

給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、第46条については、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正です。

給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ、第47条については、森林環

境税の導入に伴う改正及び文言の整理で、令和6年1月1日の施行です。

公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、第47条の2については、森林環境税の導入に伴う改正及び文言の整理で、令和6年1月1日の施行です。

次のページをお開きください。

年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収額への繰入れ、第47条の6については、森林環境税の導入に伴う改正及び文言の整理で、令和6年1月1日の施行です。

法人の町民税の申告納付、第48条第1項及び第5項については、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正です。

法人の町民税に係る不足税額の納付の手続、第50条第1項及び第2項については、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正及び文言の整理です。

種別割の税率、第82条第1号のエについては、ミニカー区分から3輪の特定小型原動機付自転車を除外する地方税法施行規則の改正による改正で、令和5年7月1日の施行です。

たばこ税の申告納付の手続、第98条第1項及び第5項については、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正です。

たばこ税に係る不足額等の納付手続、第101条第1項については、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正です。

附則、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第8条第1項については、適用期限を令和6年度から令和9年度とする法律改正による改正です。

読替規定、第10条については、法律の改正による改正。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2第3項から第25項については、法律の改正による引用条項の整理。

第27項については、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限の到来に伴い、これを削除し、新たに大規模な修繕等が行われたマンションに対する課税標準の特例が新設されたことに伴い、その課税標準となるべき価格に乗じる割合について、条例で定める割合を3分の1とする改正。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第10条の3、項の追加については、大規模な修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の新設に伴い、その措置を受けようとする者がすべき申告についての規定の新設。

第12項については、法律の改正による引用条項の整理及び項の追加による項ずれの整理。

次のページをお開きください。

第13項については、項の追加による項ずれの整理です。

軽自動車税の環境性能割の非課税、第15条の2については、適用期限の到来に伴う削除。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、第15条の2の2については、第15条の2の削除に伴い、本条を第15条の2とする改正。

第4項については、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35とする改正で、令和6年1月1日の施行です。

軽自動車税の環境性能割の税率の特例、第15条の6第3項については、適用期限の到来に伴う削除です。

軽自動車税の種別割の税率の特例、第16条については、種別割のグリーン化特例について特例の期限を3年間（25%軽減については2年間）延長することに伴い、規定の整理、項の削除及び項の削除による項ずれの整理です。

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、第16条の2第1項については、前条の項の削除による引用条項の整理。第3項については、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35とする改正で、令和6年1月1日の施行です。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第17条の2第1項及び第2項については、適用期限を令和5年度から令和8年度に延長する改正です。

別紙に戻りまして、4ページをお開きください。

次に、附則について御説明いたします。

第1条は、施行期日を定めています。

次のページをお開きください。

第2条は、町民税に関する経過措置を定めています。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めています。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置を定めています。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号専決処分承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和5年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和5年4月1日付けで専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙の次のページ、参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、附則、法附則第15条第15項の条例で定める割合、第4項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

法附則第15条第33項の条例で定める割合、第5項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

法附則第15条第34項の条例で定める割合、第6項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

法附則第15条第39項の条例で定める割合、第7項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

法附則第15条第44項の条例で定める割合、第8項見出しを含むについては、法律の改正による引用条項の整理です。

第17項については、地方税法附則第15条第46項の新設及び法律改正による引用条項の整理です。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項及び第3項については、経過措置を定めています。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。

専決第5号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和5年4月1日付けで専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙の次のページ、参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、課税額、第2条第3項については、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円にするものです。

国民健康保険税の減額、第23条第1項については、第2条第3項の改正による改正。第1項第2号については、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における被保険者の数に乘じる金額を5割減額の場合は当該金額を28万5,000円か

ら29万円に引き上げる改正。第1項第3号については、国民健康保険税の減額の基準について、対象となる所得の算定における被保険者の数に乘じる金額を2割減額の場合は、当該金額を52万円から53万5,000円に引き上げる改正です。

特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、第23条の2については、規定の整理です。

特例対象被保険者等に係る申告、第24条の2第2項については、規定の整備です。

附則、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例第9項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第10項、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例第11項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第13項、次のページをお開きください。

上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第14項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第15項、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例第16項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例第19項及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例第20項については、それぞれ規定の適正化による整備です。

別紙に戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、適用区分を定めています。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第5号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第1号

○議長(杉本信一君) 日程第9 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第1号工事請負契約の締結について、説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5年度東小学校長寿命化改修工事(建築主体)であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億2,947万円であります。

契約の相手方は、丸尾・大同特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役、丸尾国弘。構成員、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男であります。

この工事につきましては、5月10日、株式会社管野組外5社により指名競争入札を行い、丸尾・大同特定建設工事共同企業体が1億2,947万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表22番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、丸尾・大同特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和6年2月28日の完成を

予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第2号損害賠償額を定め和解することについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第2号損害賠償額を定め和解をすることについて御説明いたします。

本案は、令和3年（ワ）第2004号損害賠償請求事件に関し、別紙のとおり損害賠償額を定め、和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

1の相手方ですが、石狩市花川2条1丁目8番地3、株式会社札幌物流ラインであります。

2の事故の概要ですが、令和3年3月7日、午前4時20分頃、遠軽町生田原329番地先の国道242号と町道生田原浦島線が交わる交差点におきまして、遠軽町が所有する大型特殊車両（ショベルローダー）が交差点内の除雪作業中に、国道を北見方面から遠軽方面へ走行していた牽引貨物自動車（トレーラー）と接触し、相手方の車両を破損させたものであります。

3の和解の内容ですが、事故の相手方に対しまして、札幌地方裁判所から示されました和解案の額を支払うものであります。

4の損害賠償額は、130万円となります。

内訳につきましては、1の損害額ですが、相手方の損害額が160万7,153円であります。遠軽町の損害額が50万円であります。

2の過失割合及び相殺後の損害額ですが、相手方が160万7,153円に対しまし

て、１５％の過失で１３６万６,０８０円を遠軽町へ請求するもの。遠軽町が５０万円に對しまして８５％の過失で７万５,０００円を相手方に請求するものであり、相殺をしまして１２９万１,０８０円が相手方への支払額となります。その後、調整金が入ります。８,９２０円入りまして、合計で１３０万円が賠償の額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第２号損害賠償額を定め和解することについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第３号

○議長（杉本信一君） 日程第１１ 議案第３号令和５年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第３号令和５年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）について説明いたします。

令和５年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５８４万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１７５億２,９４０万３,０００円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第１表歳入歳出予算補正の１、歳入から説明いたします。

１５款国庫支出金につきましては、２項国庫補助金に５８４万９,０００円を追加し、総額を１４億２,４７７万１,０００円とするものです。

これにより、歳入合計１７５億２,３５５万４,０００円に５８４万９,０００円を追加し、総額を１７５億２,９４０万３,０００円とするものです。

次に、２、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

３款民生費につきましては、２項児童福祉費に５８４万９,０００円を追加し、総額を３５億７,０３５万３,０００円とするものです。

これにより、歳出合計１７５億２，３５５万４，０００円に、５８４万９，０００円を追加し、総額を歳入歳出同額の１７５億２，９４０万３，０００円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の１、総括を省略いたしまして、３、歳出から説明いたします。

８ページをお開き願います。

３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業５８４万９，０００円につきましては、国において食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり５万円の特別給付金を支給するもので、必要な経費として職員２名分の時間外及び休日勤務手当３７万３，０００円、消耗品費１３万１，０００円、送付用封筒等に係る印刷製本費１万３，０００円、案内送付に係る通信運搬費１万５，０００円、口座振込に係る手数料２万円、総合行政情報システム改修業務委託料２９万７，０００円、子育て世帯生活支援特別給付金は、対象児童を１００人分と見込み５００万円を計上するものです。

次に、２、歳入について説明いたします。６ページをお開き願います。

１５款国庫支出金２項国庫補助金２目民生費国庫補助金、５８４万９，０００円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金５００万円及び事務費補助金８４万９，０００円の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第１表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出より各款ごとに行います。

３款民生費、８ページ、９ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、２、歳入に入ります。

１５款国庫支出金、６ページ、７ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第３号令和５年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和５年第３回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前１０時５５分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	杉本 信一
署 名 議 員		黒坂 貞行
署 名 議 員		渡辺 清夏